# 第1章 基本的事項

### 第1節 策定の目的

市町村国民健康保険は、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしているが、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いことに加え、加入者の所得水準が低く所得に占める保険料(税)負担が重いという課題がある。

また、市町村単位で運営しているため、小規模な市町村は財政運営が不安定になりやすいという財政運営上の課題や事務処理の実施方法にばらつきがある等の事業運営上の課題を抱えている。

このため、国民健康保険制度の運営を安定化し、将来にわたり国民皆保険を堅持していくことができるよう、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険を運営することとなった。

新しい国民健康保険制度においては、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国民健康保険運営における中心的な役割を担うこととされる一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うこととされている。

そこで、県と市町村が一体となって制度を運営することにより、国民健康保険の財政の 安定化と事業の広域化及び効率化を推進するため、本県の国民健康保険の運営に関する統 一的な方針として「群馬県国民健康保険運営方針」(以下「運営方針」という。)を策定 する。

## 第2節 策定の根拠規定

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2

【国民健康保険法第82条の2第1項】

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。)を定めるものとする。

#### 第3節 策定年月日

平成30年 3月23日

#### 第4節 対象期間

平成30 (2018) 年4月1日から平成33 (2021) 年3月31日までの3年間

ただし、対象期間中であっても、策定時点と状況等が変化した場合には、必要に応じて 随時見直しを行う。